

独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第65号

制 定 平成17年 4月 1日

一部改正 平成23年 3月30日

一部改正 平成27年12月 2日

一部改正 平成30年 2月26日

一部改正 平成31年 2月28日

一部改正 令和 4年 7月14日

目次

- 第1章 総則
- 第2章 保護管理体制
- 第3章 教育研修
- 第4章 個人情報の取扱い
- 第5章 保有個人情報の提供及び業務の委託等
- 第6章 個人情報ファイル簿
- 第7章 安全確保上の問題への対応
- 第8章 監査及び点検の実施
- 第9章 行政機関との連携
- 第10章 雑則

第1章 総則

(目的)

- 第1条** この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に基づき、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）の保有する個人情報の保護に関する基本的事項を定めることにより、機構の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。
- 2 機構の保有する個人情報の取扱いについては、個人情報保護法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）その他の法令に別段の定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。
- 3 機構の情報システムにおける個人情報の適切な管理については、独立行政法人国立高等専門学校機構サイバーセキュリティポリシー対策規則（機構規則第98号）、独立行政法人国立高等専門学校機構サイバーセキュリティポリシーに係る情報格付規則（機構規

則第99号), 独立行政法人国立高等専門学校機構サイバーセキュリティポリシーに係る監査規則(機構規則第101号)及び独立行政法人国立高等専門学校機構サイバーセキュリティポリシーに係るソフトウェア管理規則(機構規則第94号)の定めるもののほか, この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において, 「個人情報」, 「要配慮個人情報」, 「個人識別符号」, 「保有個人情報」, 「個人情報ファイル」, 「本人」, 「仮名加工情報」, 「匿名加工情報」, 「行政機関等匿名加工情報」, 「業績款等匿名加工情報ファイル」及び「削除情報」とは, それぞれ個人情報保護法第2条, 同法第60条及び同法第73条第3項に規定するものをいう。

2 この規則において「個人番号」とは, 番号法第7条第1項又は第2項の規定により, 住民票コード(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。)を変換して得られる番号であって, 当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

3 この規則において「特定個人情報」とは, 番号法第2条第8項に規定するものをいう。

(教職員等の責務)

第3条 教職員等は, 個人情報保護法及び番号法の趣旨に則り, 関連する法令及び規則等の定め並びに総括保護管理者, 保護管理者及び保護担当者の指示に従い, 保有個人情報を取り扱わなければならない。

第2章 保護管理体制

(総括管理者)

第4条 機構に, 総括管理者1名を置き, 理事長が指名した理事をもって充てる。

2 総括管理者は, 機構における保有個人情報(死者の個人番号を含む。)及び行政機関等匿名加工情報, 削除情報及び別に定める加工の方法に関する情報(以下「保有個人情報等」という。)の管理に関する事務を総括する任に当たる。

(総括保護管理者)

第5条 機構本部事務局及び各学校(以下「各学校等」という。)に, 総括保護管理者をそれぞれ1名置き, 機構本部事務局においては事務局長を各学校においては校長をもって充てる。

2 総括保護管理者は, 各学校等における保有個人情報等の管理に関する事務を総括する任に当たる。

(保護管理者)

第6条 保有個人情報等を取り扱う各課等に, 保護管理者1名を置き, 当該課等の長又はこれに代わる者をもって充てる。

- 2 保護管理者は、各課等における保有個人情報等の適切な管理を確保する任に当たる。
- 3 保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。

(保護担当者)

第7条 保有個人情報等を取り扱う各課等に、当該課等の保護管理者が指定する保護担当者を1名又は複数名置く。

- 2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、各課等における保有個人情報等の管理に関する事務を担当する。

(特定個人情報取扱担当者)

第7条の2 特定個人情報（死者の個人番号を含む。以下この条、第11条の2、第17条の2及び第19条第3項において同じ。）を取り扱う各課等の保護管理者は、特定個人情報を取り扱う教職員等（以下「特定個人情報取扱担当者」という。）及びその役割を指定する。

- 2 特定個人情報を取り扱う各課等の保護管理者は、各特定個人情報取扱担当者が取り扱う特定個人情報の範囲を指定する。

(監査責任者)

第8条 機構に、監査責任者1名を置き、理事長が指名した監事をもって充てる。

- 2 監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況について監査する任に当たる。

(保有個人情報等の適切な管理のための検討部会)

第9条 機構における保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする個人情報保護検討部会を置くことができる。

第3章 教育研修

(教育研修)

第10条 総括管理者及び総括保護管理者（以下「総括管理者等」という。）は、保有個人情報等の取扱いに従事する教職員等に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報及び特定個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

- 2 総括管理者等は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する教職員等に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。
- 3 総括管理者等は、保護管理者及び保護担当者に対し、各課等の現場における保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を実施する。

- 4 保護管理者は、当該課等の教職員等に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、総括管理者等の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

第4章 個人情報の取扱い

(利用目的の明示)

第11条 機構は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- 三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(適正な取得)

第11条の2 機構は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(アクセス制限)

第11条の3 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等にアクセスする権限（以下「アクセス権限」という。）を有する教職員等の範囲と権限の内容を、当該教職員等が業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。

- 2 アクセス権限を有しない教職員等は、保有個人情報等にアクセスしてはならない。
- 3 教職員等は、保有個人情報等を取り扱う権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスしてはならない。

(特定個人情報の取扱区域)

第11条の4 特定個人情報を取り扱う各課等の保護管理者は、当該課等において、特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、特定個人情報が第三者に閲覧されることがないように、必要な措置を講ずるものとする。

(複製等の制限)

第12条 保護管理者は、教職員等が業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合において、次の各号に該当するときは、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定するものとし、教職員等は、当該行為を行うにあたっては、保護管理者の指示に従うものとする。

- 一 保有個人情報等の複製
- 二 保有個人情報等の送信
- 三 保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- 四 その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第13条 教職員等は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行わなければならない。

(媒体の管理等)

第14条 教職員等は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体（以下単に「媒体」という。）を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫へ保管し、施錠を行わなければならない。

(廃棄等)

第15条 教職員等は、保有個人情報等又は媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

(保有個人情報等の取扱状況の記録)

第16条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報等の利用及び保管等の取扱いの状況について記録しなければならない。

(保有個人情報の利用及び提供の制限)

第17条 教職員等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、教職員等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 二 機構が法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- 三 行政機関、他の独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

- 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 総括保護管理者は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための各学校等の内部における利用を特定の教職員等に限るものとする。

(特定個人情報の特例)

第17条の2 前条の規定にかかわらず、教職員等は、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(仮名加工情報の作成及び提供等)

第17条の3 機構は、個人情報保護法第41条の規定に基づき、仮名加工情報を作成することができるものとする。

(行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等)

第17条の4 機構は、個人情報保護法第107条の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下同じ。）を作成し、及び提供することができる。

- 2 行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等に関し、必要な事項は別に定める。

第5章 保有個人情報の提供及び業務の委託等

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第18条 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第三号及び第四号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。

- 2 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第三号及び第四号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い措置状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。
- 3 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第三号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に定める措置を講ずるものとする。

(外国にある第三者への提供の制限)

第18条の2 教職員等は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（個人情報保護法第16条第3項に規定する個人データの取扱いについて同法第4章第二節の規定により同条第2項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第3項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。）に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び個人情報保護法第69条第2項第四号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

2 教職員等は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

3 教職員等は、保有個人情報を外国にある第三者（第一項に規定する体制を整備している者に限る。）に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令に基づく場合及び個人情報保護法第69条第2項第四号に掲げる場合を除くほか、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第18条の3 教職員等は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第18条の4 教職員等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 保護管理者は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 教職員等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに個人情報保護法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 4 教職員等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、教職員等から仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（業務の委託等）

- 第19条** 保護管理者は、保有個人情報（死者の個人番号を含む。以下この条について同じ。）の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう必要な措置を講ずるものとする。
- 2 保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、契約書に次に掲げる事項を明記されるよう必要な措置を講ずるとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。
 - 一 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
 - 二 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第三号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。本号及び第3項において同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
 - 三 個人情報の複製等の制限に関する事項
 - 四 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
 - 五 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
 - 六 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
 - 3 保護管理者は、特定個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、契約書に第2項に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を明記されるよう必要な措置を講ずるものとする。
 - 一 委託先の事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止に関する事項
 - 二 従業者に対する監督及び教育に関する事項
 - 三 契約内容の遵守状況についての報告に関する事項
 - 4 保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するよう必要な措置を講ずるものとする。
 - 5 保護管理者は、委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項に規定する

措置を実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

- 6 保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 7 保護管理者は、保有個人情報を提供又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずるものとする。

第6章 個人情報ファイル簿

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

- 第20条** 総括保護管理者は、個人情報ファイル（個人情報保護法第75条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報保護法第74条第1項各号に掲げる事項を記載した個人情報ファイル簿を作成し、総括管理者に提出するとともに、各学校等に備えて置き一般の閲覧に供しなければならない。
- 2 総括管理者は、前項の規定により提出のあった個人情報ファイル簿を一の帳簿として整理し、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表するものとする。
 - 3 総括保護管理者は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに当該個人情報ファイル簿を修正し、総括管理者に提出しなければならない。
 - 4 総括保護管理者は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが個人情報保護法第74条第2項第9号に該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を消除し、総括管理者に提出しなければならない。
 - 5 各学校等は、総括管理者が認めたものを除き、特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。）を保有してはならない。

第7章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

- 第21条** 保有個人情報等の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合又はそのおそれのある事案を把握した場合及び教職員等が番号法その他法令及び規則等に違反している事実又はそのおそれのある事案を把握した場合等、問題となる事案が発生した場合に、その事実を知った教職員等は、速やかに当該保有個人情報等を管理する保護管理者に報告するものとする。

- 2 保護管理者は、被害の発生及び拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるものとする。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（教職員等に行わせることを含む。）ものとする。
- 3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、影響の範囲を特定の上、総括保護管理者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告するものとする。
- 4 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を総括管理者及び理事長に速やかに報告するものとする。
- 5 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 総括管理者は、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯及び被害状況等について、関係省庁に対し、速やかに情報提供を行うものとする。
- 7 総括管理者は、教職員等が番号法に違反している事実又はそのおそれのある事案を把握した場合並びに個人情報保護法第26条第1項本文の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則第7条の各号のいずれかに該当するものとする場合、当該事案の内容、経緯及び再発防止策等について、個人情報保護委員会その他関係省庁に対し、速やかに情報提供を行うものとする。ただし、特定個人情報に関して特に重大と認める事案が発生した場合並びに個人情報保護法第26条第1項本文の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則第7条の各号のいずれかに該当するものとする場合には、当該事案の内容等について、個人情報保護委員会その他関係省庁に対し、直ちに情報提供を行うものとする。

（公表等）

第22条 総括保護管理者は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報の本人への対応等の措置を講ずるものとする。

- 2 総括管理者は、公表を行う事案について、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護委員会に情報提供を行うものとする。

第8章 監査及び点検の実施

（監査）

第23条 監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、第3条から第22条までに定める措置の状況を含む当該学校等における保有個人情報等の管理の状況について、定期的に及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

（点検）

第24条 保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第25条 総括保護管理者は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

第9章 行政機関との連携

(文部科学省との連携)

第26条 機構は、「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定)4を踏まえ、文部科学省と緊密に連携して、保有個人情報等の適切な管理を行うものとする。

第10章 雑則

(雑則)

第27条 この規則に定めるもののほか、機構の保有する個人情報の適切な管理に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

2 各学校等の保有する個人情報の適切な管理に関し必要な事項は、総括保護管理者が定めるものとする。

(歴史資料等の個人情報の取扱い)

第28条 公文書等の管理に関する法律施行令(平成22年政令第250号)第5条第1項第四号の規定に基づき、内閣総理大臣の指定を受けた施設において管理する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているものに個人情報が記録されている場合にあつては、個人情報の適切な管理のための措置に関する定めに準じて、漏えいの防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(苦情処理)

第29条 機構は、機構における保有個人情報等(削除情報を除き、行政機関等匿名加工情報にあつては、行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。)の取扱いに関し、苦情又は意見があつたときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日制定）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 30 日一部改正）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 2 日一部改正）

この規則は、平成 27 年 12 月 2 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 24 日一部改正）

この規則は、平成 28 年 3 月 24 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 2 月 26 日一部改正）

この規則は、平成 30 年 2 月 26 日から施行し、平成 29 年 5 月 30 日から適用する。

附 則（平成 31 年 2 月 28 日一部改正）

この規則は、平成 31 年 2 月 28 日から施行する。

附 則（令和 4 年 7 月 14 日一部改正）

この規則は、令和 4 年 7 月 14 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。